

障害者差別解消法の概要と 障害者福祉施設従事者に 求められること

仙台市障害企画課 (企画係)

目次

0. なぜ障害者差別について学ぶ必要があるのか

1. 障害者差別解消法の概要

2. 障害者差別とは何か

3. 障害の特性と配慮の提供方法

4. 障害者福祉施設従事者に求められること

0. なぜ障害者差別について学ぶ必要があるのか

障害の特性や困りごと、配慮の提供方法、障害者差別とは何か、などを知らない状態での支援が、“悪意のない”障害者差別や心理的虐待につながる可能性があります。

この資料をご覧いただき、日々の支援方法について「差別的な対応になっていることはないか」「適切な配慮が行えているか」などをご確認いただければと存じます。

1. 障害者差別解消法の概要

「1. 障害者差別解消法の概要」では、
障害者差別解消法の目的、法の対象者など
基本となる情報をご案内いたします。

※本資料では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を「障害者差別解消法」と記載します。

1. 障害者差別解消法の概要

▷ 障害者差別解消法の目的

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること

☑ 障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者による障害のある方への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

1. 障害者差別解消法の概要

▷ 法の対象となる「障害者」

身体障害、知的障害、精神障害などの当事者の他、
心身の機能の障害がある方で、障害及び社会的障壁により
日常生活または社会生活が困難な状況にある方



- ☑ 障害者手帳の有無は関係ありません。
発達障害の方や、難病の方、高次脳機能障害の方なども
対象です。

1. 障害者差別解消法の概要

▷ 法の対象となる「事業者」

営利・非営利、個人・法人問わず、継続してサービス（事業）を行う者はすべて法の対象となる。

※不動産や金融、飲食など、あらゆるサービスが対象。



- ☑ 事業者は、サービスの提供において、
障害のある方への「不当な差別的取扱い」が禁止され、
「合理的配慮を提供すること」が求められます。

2. 障害者差別とは何か

「2. 障害者差別とは何か」では、
障害者差別解消法が定める「障害者差別」が
どのようなものなのか具体的にご案内します。

2. 障害者差別とは何か

- ▷ 障害者差別解消法では、以下の2つのことを障害者差別として扱います

① 不当な差別的取扱い

② 合理的配慮の不提供

- ☑ 不当な差別的取扱いは、法で禁じられています。合理的配慮を提供することは、事業者においては現在努力義務ですが、令和6年6月までに改正障害者差別解消法が施行され、「法的義務」に変わります。

2. 障害者差別とは何か (不当な差別的取扱い)

- 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する
- 提供にあたって場所・時間帯などを制限する
- 障害のない方に対して付さない条件を付する

☑ 「正当な理由」に相当するかどうかは、障害者・事業者の権利利益や事業の内容、障害のない方と異なる対応が必要になる事情等の観点から、総合的・客観的に判断します。

2. 障害者差別とは何か (不当な差別的取扱いの相談例)

ある参加型イベントのホームページをみていたところ、「障害のある方は、事前予約がない場合参加できません」と書いてあった。これは障害のない人には付けない条件であり、障害者差別に該当するのではないだろうか？

- ☑ (スタッフから聞いた実態) スタッフの人数が少なく、個別支援が難しいため、事前に障害のある方の参加を把握し、予約のある日はスタッフを増員させる方針だった。
→健常者と異なる対応をする場合、理由を丁寧に説明

2. 障害者差別とは何か (不当な差別的取扱いの例)

- 人的/設備的体制が整っていて、対応可能であるにも関わらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者の利用を拒否すること
- サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと
- 保護者や介助者の同伴をサービスの利用条件にすること
- 正当な理由なく、行事や行楽への参加を制限すること
- 正当な理由なく、本人の意思またはその家族等の意思に反して、サービスを行うこと / 行わないこと

2. 障害者差別とは何か (合理的配慮の不提供)



② 合理的配慮の“提供”とは何か

障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時、負担が過重でない範囲で、必要な変更や調整を行うこと

提供しないことは、障害者差別となります。



負担が重く、求められた配慮に応じられない場合「応じられない理由」を丁寧に説明し、別の方法（代替措置）を提示するなどの対応が必要です。

2. 障害者差別とは何か (合理的配慮の不提供の例)

友人から便利な有料サービスを教えてもらったが、自分は視覚に障害があるため、パンフレットを見ることができなかった。そこで、サービスの提供会社に資料の点字化を希望したが、門前払いされてしまった。

☑ (担当者の話) 「全資料の点字化」を希望されたが、資料はA4で50枚以上あり、点字資料の作成方法も知らなかった。急いでおり丁寧に説明できず断ってしまった。
→応じられない理由を説明・代替案を提示するとよい

2. 障害者差別とは何か (合理的配慮の提供の例)

- 休憩時間の調整などのルールや慣行を、障害特性に応じて柔軟に変更する
- 説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データの提供や、必要に応じて代読・代筆を行う
- 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行う
- 電子メール、ホームページ、ファクスなど、多様な媒体で情報提供、利用受付などを行う

3. 障害の特性と配慮の提供方法

本市に寄せられる障害者差別に関する相談の中には、「説明不足」や「伝え方の配慮が不足していたこと」が原因になっているものも多くあります。

同じ障害・特性でも、状況は一人ひとり違っていて、必要な配慮も異なるということを改めて意識することが重要です。今回は一部の障害について、特性・配慮の例などを紹介します。

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (視覚障害)

視覚障害のある方の見え方の例



主な特徴

- ・一人で移動することが困難
- ・音声を中心に情報を得ている
- ・文字の読み書きが困難



3. 障害の特性と配慮の提供方法 (視覚障害)

コミュニケーションにおける配慮の例①

- ・こちらから声をかける
- ・点字と音声が必要な場合がある

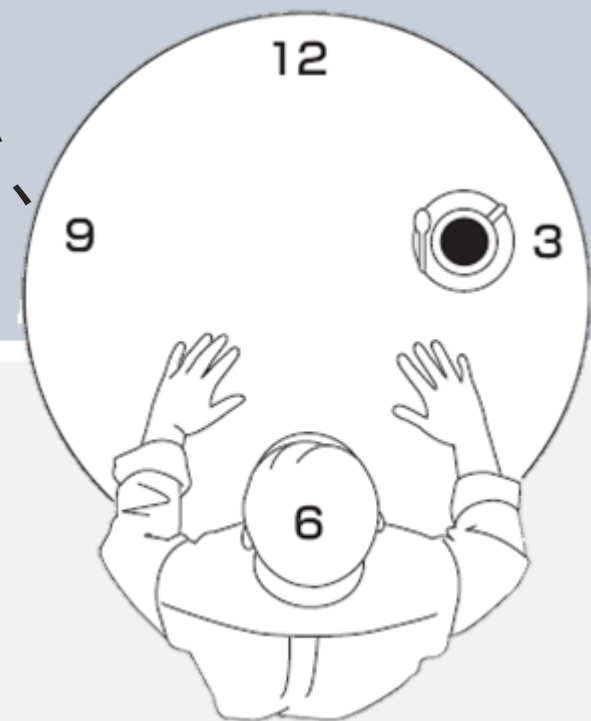
※視覚障害のある方が、必ずしも点字を読めるわけではなく
点字を使用されるのは視覚障害のある方全体の1割で
残りの9割の方は、音声や拡大文字で情報を得ています

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (視覚障害)

コミュニケーションにおける配慮の例②

- ・ 指示語（こちら・これ）は使わない
場所は「30センチ右」、「2歩前」など、
物は「〇〇の申請書」など具体的に説明

場所を時計の文字盤に見立てて、
「3時の方向にコーヒーがあります」
「3時の方向に進みます」と説明できます



3. 障害の特性と配慮の提供方法 (聴覚障害)

- ・ 全く聞こえない方と聞こえにくい方がいる
- ・ 言語障害を伴う方と伴わない方がいる



主な特徴

- ・ 外見から分かりにくい
- ・ 視覚を中心に情報を得ている
- ・ 声に出して話せても聞こえているとは限らない
- ・ 補聴器をつけても会話が通ずるとは限らない

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (聴覚障害)

コミュニケーションにおける配慮の例

手話マーク▼

- ・ コミュニケーションの方法を確認する
(手話、指文字、筆談、口話・読話 など)
- ・ 聞き取りにくい場合は確認する



人によりコミュニケーションの方法は異なるので、どのような方法によればよいか、本人の意向を確認します。

聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認します。

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (内部障害)

- 心臓機能障害
- 腎臓機能障害
- 小腸機能障害
- 肝臓機能障害
- 呼吸器機能障害
- ぼうこう・直腸機能障害
- HIVによる免疫機能障害

主な特徴

- 外見からは分かりにくい
- 疲れやすい
- タバコの煙が苦しい方もいる
- トイレに不自由な方もいる（オストメイト）

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (内部障害)

コミュニケーションにおける配慮の例

疲労感がたまり、集中力や根気にかけるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、定期的に本人に状況を確認するなど、負担をかけない対応を心がけます。



◀ ハートプラスマーク
内部障害があることを示すマーク

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (知的障害)

発達時期において脳に何らかの障害が生じ、
知的な遅れと社会への適応のしにくさがある



主な特徴

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- 人に尋ねたり、意見を言うのが苦手な方もいる
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる
- ひとつの行動や、同じ質問を繰り返す方もいる

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (発達障害)

自閉症、アスペルガー症候群等の
広汎性発達障害、学習障害（LD）、
注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の
脳機能障害で、低年齢で発症



主な特徴

- ・相手の言ったことを繰り返す時は、
言っていることが理解できていないことが多い
- ・遠回しの言い方や曖昧な表現は理解しにくい
- ・相手の表情・態度や雰囲気を読み取りが苦手

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (精神障害)

統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさがある



主な特徴

- ・ ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係が苦手
- ・ 病気のことを他人に知られたくない方も多い
- ・ 何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいる

3. 障害の特性と配慮の提供方法 (知的障害・発達障害・精神障害)

コミュニケーションにおける配慮の例

知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションのポイントは共通している部分があります。

- ・ 短い文章で「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明
- ・ 具体的に分かりやすく説明（リンゴの大きさなど）
- ・ 穏やかな口調で声をかける
- ・ 別室や区切られたスペースなど落ち着ける場所を用意

4. 障害者福祉施設従事者に 求められること

最後に、「障害者福祉施設従事者に求められること」

（障害者福祉施設従事者として意識していただきたいこと）を2つご案内いたします。

ここまでにお伝えしてきた内容と併せてご確認いただき、明日からの支援につなげていただきたたく存じます。

4. 障害者福祉施設従事者に 求められること

障害の状況や困りごととは一人ひとり違う事を意識し、本人にあった配慮・支援を提供します。

「視覚障害のある方だから点字で対応しよう」など障害によって対応を決めず、必要な配慮を本人に確認します。

- ☑ 困りごとの状況が変わっていく方もいるため、支援・配慮の提供方法を一度だけでなく定期的に確認することも重要です。

4. 障害者福祉施設従事者に 求められること

- ・ 街の中での困りごとを見過ごさない
事業所の外で支援を行う際、飲食店や不動産会社などの
他の事業者から差別的な対応があった場合は、
仙台市に相談・連絡する。

☑ 仙台市では、受け付けた相談について、差別的な対応を
行ったと思われる相手に対して、事実確認や、障害者差
別解消法の趣旨・目的の説明、必要な配慮の助言等を
行っております。

補足情報

現在は事業者に「努力義務」として求められている合理的配慮の提供は、「法的義務」に変わります。

この法改正に伴い、仙台市障害者差別解消条例も改正となる予定です。本市条例の改正に関する情報は下記HPをご確認ください。

<https://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/jorei/minaoshi/torikumi.html>



参考資料

(内閣府)障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougai-sha-sabetukai-shou.go.jp/>



(厚生労働省)障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou/12200000/Shakaiengokyokushougai-hoken-fukushibu/0000114724.pdf>



障害者差別相談事案の相談先

仙台市障害者差別虐待相談ダイヤル（24時間毎日対応可能）

☎ 022-214-8551 FAX 022-214-8552

上記ダイヤルの他、各区役所・宮城総合支所障害高齢課に配置している障害者差別解消相談員も差別相談を受け付けます。